（別紙１）

環　境　配　慮　要　件

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図るため、以下の基準を満たした者を競争入札参加資格者とする。

１．基準

(1) ①令和４年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後の排出係数）、②令和４年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況の３項目に係る数値を、以下の表に当てはめた場合の点数の合計が70点以上であること。

項　　目		数　　値	点数
①	令和4年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO2/kWh）	0.000　以上　　0.425　未満	70
		0.425　以上　　0.450　未満	65
		0.450　以上　　0.475　未満	60
		0.475　以上　　0.500　未満	55
		0.500　以上　　0.525　未満	50
		0.525　以上　　0.550　未満	45
		0.550　以上　　0.575　未満	40
		0.575　以上　　0.600　未満	35
		0.600　以上	0
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
		0% 超　　0.675% 未満	5
		活用していない	0
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00% 以上	20
		5.00% 以上　　10.00% 未満	15
		2.50% 以上　　5.00% 未満	10
		0% 超　　2.50% 未満	5
		活用していない	0
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

(2) 令和４年度において、廃止前の電気事業者による 新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号、以下「RPS法」という。）の義務を果たしていること。

２．添付書類等

(1) 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、上記１（１）の基準を満たすことを示す別紙２「環境配慮要件に関する報告書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

(2) 添付書類については、対外的な公表資料、公表資料がない場合は自社の資料を提出すること。

１．基準（１）の表、及び別紙２(環境配慮要件に関する報告書)における「各用語の定義」

①令和4年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）
「令和4年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。 １．地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により電気事業者ごとに個別に公表されている令和4年度の二酸化炭素排出係数。 ２．上記「１．」の係数が無い場合、各電気事業者がホームページ等で公表している係数又は温対法に基づき算出した係数を使用し、その理由及び算出根拠となる資料を添付すること。

②令和4年度の未利用エネルギー活用状況
令和4年度における未利用エネルギーの活用比率として、令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除して算出する。
（算定方法） 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況（%） ＝ 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ／ 令和4年度の供給電力量（需要端） × 100
未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨を考慮し含まない。）をいう。 ①　工場等の廃熱又は排圧 ②　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。） ③　高炉ガス又は副生ガス 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況
再生可能エネルギー導入状況とは、次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 ①令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ②令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh） (ただし、陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
（算定方法） 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（%） ＝ 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①＋②）（kWh） ／ 令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh） × 100
再生可能エネルギーは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。